

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の導入等に伴う所要の措置		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	過年度遡及修正が生じた場合等における所要の手続的措置を講ずる。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	- 百万円 （ - 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>会計基準の策定により、税務処理についても所要の変更がなされることが想定されるが、企業の実務上の過度な負担等が生じることがないように、会計基準の策定を踏まえ、円滑な手続上の措置を講ずることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>会計基準の策定により税務処理が変更になった場合、変更内容によっては企業に過度な実務負担がかかる可能性があることを踏まえ、手続上の所要の措置を講ずる必要がある。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済産業政策 05. 経営イノベーション・事業化促進
		政策の達成目標	-
		租税特別措置の適用又は延長期間	-
		同上の期間中の達成目標	-
		政策目標の達成状況	-
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	-
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	-
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
		予算上の措置等の要求内容及び金額	-
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
		要望の措置の妥当性	-

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	-
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	-
	前回要望時の達成目標	-
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯		-